

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成20年5月22日(2008.5.22)

【公開番号】特開2003-105165(P2003-105165A)

【公開日】平成15年4月9日(2003.4.9)

【出願番号】特願2001-297246(P2001-297246)

【国際特許分類】

C 08 L	53/02	(2006.01)
C 08 J	5/00	(2006.01)
C 08 K	3/22	(2006.01)
C 08 K	5/053	(2006.01)
C 08 L	23/00	(2006.01)
C 08 L	91/00	(2006.01)
C 09 K	21/04	(2006.01)

【F I】

C 08 L	53/02	
C 08 J	5/00	C E R
C 08 K	3/22	
C 08 K	5/053	
C 08 L	23/00	
C 08 L	91/00	
C 09 K	21/04	

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月3日(2008.4.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

本発明で用いるオレフィン系樹脂(b)は、エチレン、プロピレン等の-オレフィンを主体とした重合体であり、これらの単独重合体のほか、プロピレンを主成分としてプロピレンとエチレン、ブテン、ペンテン等との共重合体やプロピレンに他の2種以上のオレフィンを共重合した樹脂、エチレンを主成分としてエチレンとブテン、ヘキセン、オクテン等との共重合体やエチレンに他の2種以上のオレフィンを共重合した樹脂を例示することができ、いずれも好ましく使用できる。本発明では、ポリエチレン、ポリプロピレン、エチレン-プロピレン共重合体等がその代表例として挙げられる。更に、本発明で使用するオレフィン系樹脂(b)は、エチレン、プロピレン等のオレフィン以外に少量のビニル系の单量体が共重合されたものも用いることができる。このような例としては、エチレン-酢酸ビニル共重合体、エチレン-(メタ)アクリル酸共重合体、エチレン-(メタ)アクリル酸誘導体共重合体等があり、さらにはブタジエン、イソブレン等の共役ジエン系单量体の重合体の水添物も含む。これらの樹脂は2種類以上混合し使用することも可能である。本発明では、得られる組成物の加工性、機械的性質を考慮すればポリプロピレン系樹脂、例えばポリプロピレンおよびポリプロピレンとエチレン-プロピレン共重合体の混合物が最も好ましく使用される。なお、オレフィン系樹脂(b)としては、市販品を使用することもでき、例えば、グランドポリマー社製の商品名「グランドポリプロB221:(ランダムタイプ)」などを好ましく使用できる。オレフィン系樹脂(b)のメルトフローレート(MFR)には厳密な意味での制限はないが、通常、230、21.2Nの条件

で測定したMFRとして0.5~50g/10分の範囲であるものが好ましく、1~30g/10分の範囲であるものがより好ましい。上記の条件で測定したMFRが1g/10分未満である場合、得られる難燃性水添スチレン系エラストマー組成物の流動性が劣る傾向となり、一方、MFRが50g/10分より大きい場合には、得られる難燃性水添スチレン系エラストマー組成物の力学物性が不足する傾向となる。